

○神戸学院大学成果有体物取扱規則

2011年4月1日

制定

改正 2015年3月13日

2015年4月1日

2017年4月1日

2018年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、神戸学院大学(以下「本学」という。)の職員が本学の業務として作製した成果有体物の取扱い等を規定することにより、成果有体物の適正な管理、外部機関との円滑な研究協力及び本学の研究促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「職員」とは、次に掲げるものをいう。

イ 学校法人神戸学院神戸学院大学就業規則第2条及び同規則第3条に定める職員並びに本学と雇用関係にある者

ロ 本学の客員教員、共同研究員等のうち、この規則を適用する旨の契約がなされている者

ハ その他、この規則を適用する旨の契約がなされている者

(2) 「成果有体物」とは、研究の過程及び結果において、創作、抽出又は取得したものであつて、有形かつ学術的・技術的価値を有する以下のものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

材料、試料(遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、タンパク質等の生体成分等)、試作品、実験装置等

(3) 「作製」とは、成果有体物の創作、抽出又は取得をいう。

(4) 「提供」とは、成果有体物を有償又は無償で外部機関において使用させるために譲渡又は貸与することをいう。ただし、分析依頼のための提供及び特許出願のための生物寄託を除く。

2 この規則において、成果有体物が増殖・繁殖可能なものである場合には、その子孫・増殖物も成果有体物とみなす。

(帰属)

第3条 職員が、公的研究資金若しくは本学が資金その他の支援をして行う研究等において作製した成果有体物の所有権及び成果有体物にかかる全ての権利・法的地位は、特段の定めがない限り本学に帰属する。また、成果有体物を一部改変したものについても、原成果有体物の権利者たる本学の権利が及ぶものとする。

(管理)

第4条 職員は、成果有体物を作製したときは、適正に管理しなければならない。

(届出)

第5条 職員は、成果有体物について次の各号のいずれかの場合に該当するときは、当該成果有体物につき速やかに学長に届出なければならない。

- (1) 外部機関に有償で提供する場合
- (2) 外部機関から成果有体物の提供の要請があつた場合
- (3) 有償で提供を行う用意がある場合

(成果有体物提供契約)

第6条 本学は、成果有体物を提供するときは、提供先との間で成果有体物提供契約を締結するものとする。

- 2 提供する成果有体物に第三者の知的財産権等の権利が含まれていることが明らかである場合、本学は、第三者の権利を侵害しないよう適正な成果有体物提供契約を締結するものとする。

(学術・研究開発を目的とする提供)

第7条 本学は、学術・研究開発を目的とする成果有体物を提供する場合は提供先との間で成果有体物提供契約を締結した後、成果有体物を提供先に無償で提供することができる。この場合において、本学は当該提供に係る成果有体物の作製及び提供に必要な経費を提供先から徴収することができる。

- 2 学長は、前項の提供の決定について、研究支援センター所長に委任できるものとする。

(産業利用・収益事業等を目的とする提供)

第8条 本学は、産業利用・収益事業を目的とする成果有体物を提供する場合及び前条の目的以外を目的とする成果有体物を提供する場合、提供先との間で成果有体物の有償提供に関する成果有体物提供契約を締結した後、成果有体物を提供先に有償で提供することができる。

- 2 学長は、前項の提供について、発明審議委員会(以下、「委員会」という。)に諮問するものとする。

(提供の決定)

第9条 委員会は、第8条第2項の諮問を受けたときは、当該成果有体物の提供について審議し決定するものとする。

2 委員会は、前項の審議結果を学長に報告すると共に当該職員に通知するものとする。

(収入の分配)

第10条 本学は、成果有体物を提供することにより収入を得たときは、作製及び提供に必要な経費を控除の上、神戸学院大学発明規則第18条の規定を準用して分配する。

(第三者の成果有体物)

第11条 本学は、第三者から成果有体物の提供を受ける場合において、原則として成果有体物提供契約を締結するものとする。

2 学長は、前項に基づく受入れの決定を研究支援センター所長に委任できるものとする。

(守秘義務)

第12条 職員は、成果有体物について、その内容並びに本学及びその職員の利害に関係ある事項について、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、職員が本学を退職した後も適用するものとする。

(業務の委託)

第13条 本学は、成果有体物を提供する場合、又は第三者の成果である有体物の提供を受ける場合、その業務を技術移転機関(TLO)等の第三者に委託することができる。

(事務)

第14条 成果有体物に関する事務は、研究支援グループにおいて行う。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2015年3月13日)

この規則は、2015年3月13日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則(2015年4月1日)

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2017年4月1日)

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則(2018年4月1日)

この規則は、2018年4月1日から施行する。